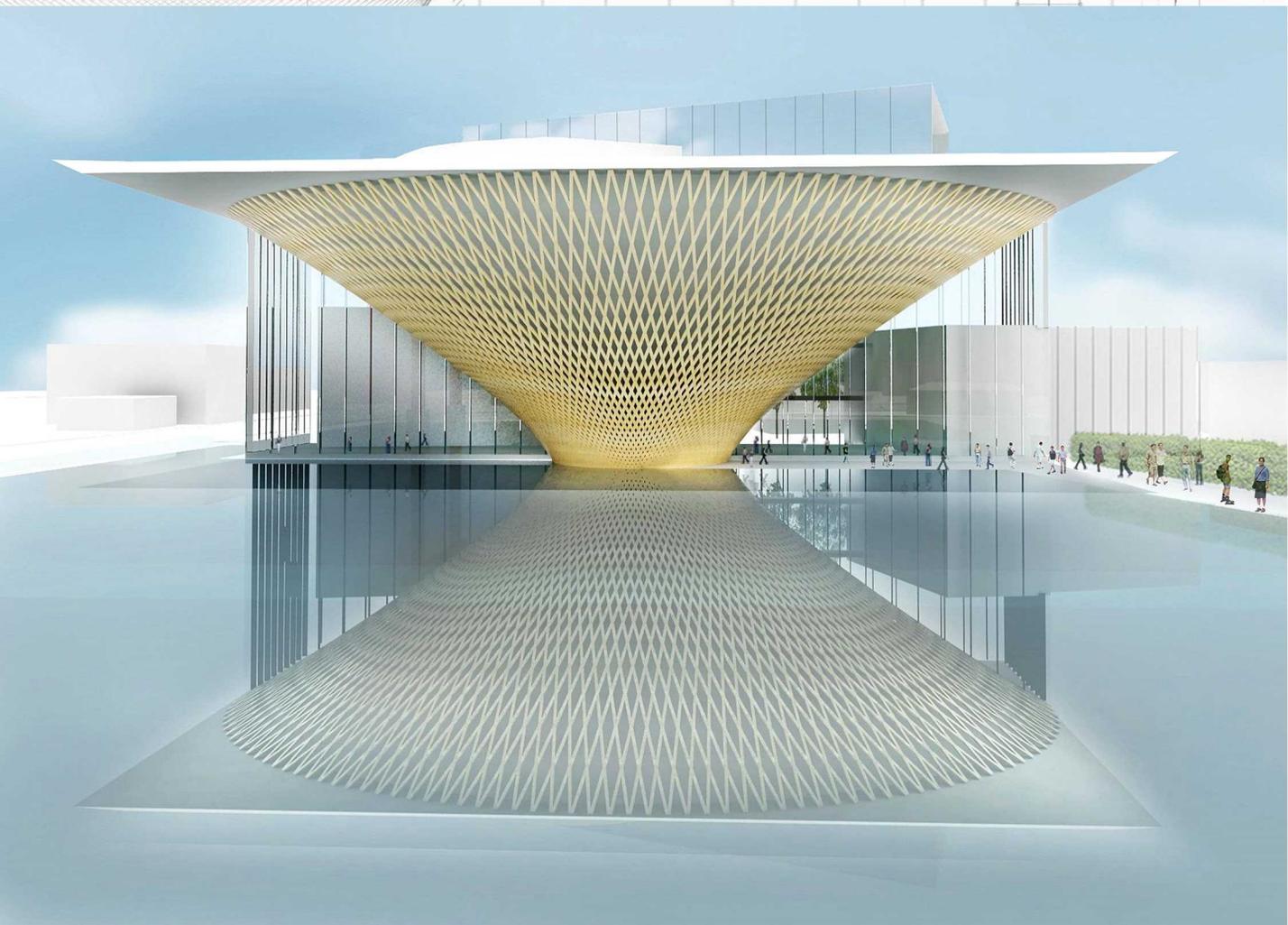


～ともに創ろう！静岡県の未来～
静岡県建築職員の紹介



静岡県

目次

はじめに	1
県と民間、国・市町の建築職員の違い	2
静岡県建築職員が活躍するフィールド	3
建築職員のジョブローテーション	4
人材育成（技術職員研修、資格取得）	5
住宅行政	6
建築行政	8
公共建築	10
先輩職員の声	12

表紙の建築物「静岡県富士山世界遺産センター」

建物のアイコンとなる、木格子が覆う逆さ富士をイメージした展示棟は、前面に広がる富士山からの湧水を引き込んだ水盤に映り込むことで富士の姿となり、内部に豊富な湧水をたくわえた「水の山」としての富士山を象徴的に表しています。

所在地：富士宮市宮町

竣工年：2017年

構造：鉄骨造

階数：地上5階

建築面積：2,030.90㎡

延床面積：3,410.98㎡

設計：株式会社 坂茂建築設計

施工：佐藤工業・若杉組特定建設
工事共同企業体



静岡県の建築職員とは

静岡県の建築職員は、住宅に関する政策立案、県営住宅の整備と管理、建築基準法を中心とした法令審査・許認可や公共建築物の企画・設計・監理等を行います。

また、大規模地震や大雨、土砂災害等の災害が発生した際には、建築物の応急危険度判定や、被災者への住まいの確保に関わる業務を行います。災害対応は県内だけでなく、要請があれば被災都道府県の支援も行います。

防災・減災、消費者保護、規制改革、環境問題等の様々な社会的な要請への対応を図る中で、建築職員の活躍する場は一層拡大しています。



建築職員に求められるもの



建築ゼネラリスト

(建築に関する幅広い知識を身につけ、発揮する能力)

法令審査、建築物の企画・設計、監理等に関する業務を経験し、建築に関する基本的な知識を早い段階で身につけ、一級建築士等の資格取得を目指します。

また、建築分野は社会情勢の変化や、大規模災害により、法律や制度が創設・改正されることが多いため、建築に関する情報収集だけでなく、日頃から様々な情報に注視する必要があります。

コミュニケーション能力と調整力

建築物をつくる業務は予算担当、事業課、設計者、施工者、施設利用者、周辺住民等、様々な人たちの意見を調整して進めなければなりません。また、住宅の施策立案や法令審査・許認可においても様々な調整が必要です。

加えて、透明性や説明責任の確保という社会的要請も生じています。

そのため、常に相手の意見に耳を傾け、その意見に対し自分の考えを的確に伝えるとともに、相手の意見を尊重しながら適切な判断をし、業務を円滑に遂行していく能力が必要です。

県と民間、国・市町村の建築職員の違い

公務員の建築職員は、建築の仕事に携わる民間企業の方と比べると、幅広く建築分野に関わっていきます。したがって、建築分野において総合的で、将来や広く世の中を見据えた政策・事業を考え、実行していく職業と言えます。

公務員の建築職員の場合は、国と地方公共団体の区分があり、さらに地方公共団体には都道府県と市町村の区別があります。仕事の主な違いは扱う地域であり、都道府県は地方自治法において「広域的に、市町村の連絡調整を行い、市町村の事務を補完すること」とされ、都道府県全域を見据えた仕事の進め方が求められます。

県の業務は、市町村に比べ直接地域住民と接する機会は多くありません。しかし、国や市町村と連携し、安全・安心で快適な暮らしができるよう、「政策」「条例」「予算」等を決めて実行する役割を担うとともに、市町村だけでは決定できないことを、都道府県で審議し政策や条例として実行するように決めたり、地域全体へと情報を広めたりします。施設整備においては、警察施設や教育施設を中心に、市町村よりも規模の大きな建築物を整備しています。



静岡県庁

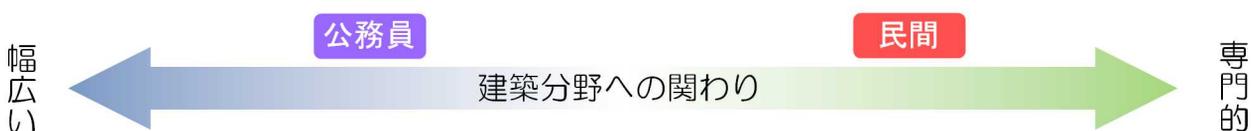


大規模建築物の整備（エコパスタジアム）

（参考）民間、国・市町村との比較※

（注）このグラフはイメージであり、当てはまらない場合もあります。

公務員と民間の違いは？



国・市町村との違いは？



（注意）静岡県内の地方自治体に”村”はないため、3ページ以降は市町村でなく”市町”と記載しています。

静岡県建築職員が活躍するフィールド

建築職員の業務は、大きく『住宅行政』『建築行政』『公共建築』の分野に分けることができます。

住宅行政

P 6～

住宅政策の策定や、民間住宅に対する指導等の政策的行政と、公営住宅の建設を中心とする事業的行政の分野があります。公営住宅の分野では建築の専門的な知識を生かした設計や施工等に関する業務だけでなく、施設の維持・管理に関わる業務も行います。



建築行政

P 8～

建築物の安全・安心の確保のための施策を行っています。建築基準法に基づく建築物の確認申請の審査・検査や許可、違反建築物への指導を行います。また、住宅・建築物の耐震化を推進するため、補助制度を創設し、市町と一体となって事業を実施しています。



公共建築

P 10～

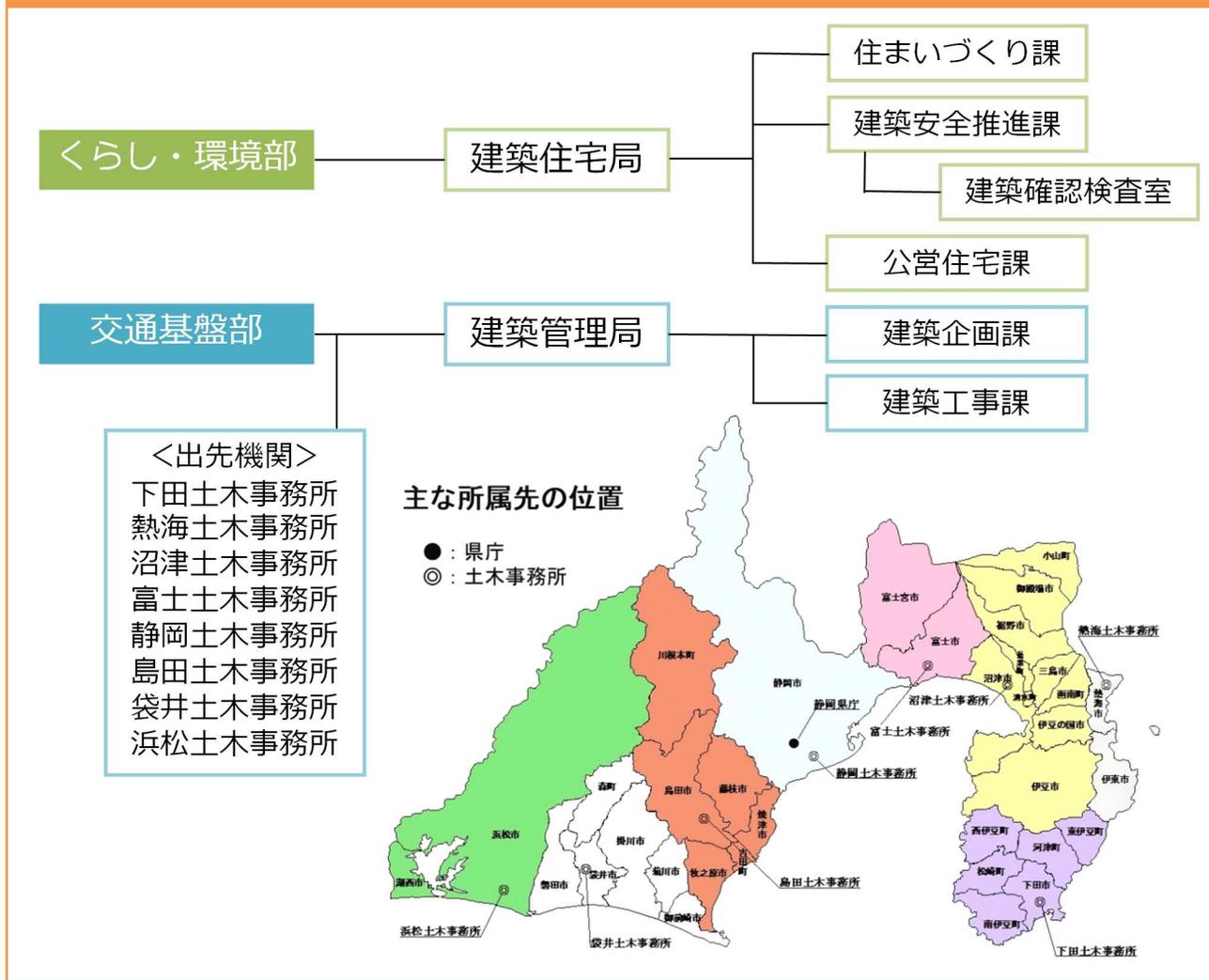
県有建築物整備のトータルコーディネーターとして、企画・設計・施工の段階で業務を行います。工事工程の監理、材料や施工状況の確認、検査等、工事現場での業務も多くあります。



建築職員のジョブローテーション

建築職員の主な配属先は、「住宅行政」や「建築行政」を担うくらし・環境部の建築住宅局や、「公共建築」の整備を担う交通基盤部の建築管理局、又は出先機関である県内8か所の土木事務所です。土木事務所では「住宅行政」「建築行政」「公共建築」の全ての分野に関わる仕事をし、住民と接したり、管内市町と連携する機会も多くあります。能力開発期にあたる主任クラスまで（おおむね30代半ばまで）は、3つの分野をまんべんなく経験できるように3年を目途に異動します。

2021年度の主な配属先



その他、建築職員としての技術力が求められる様々な部署に配属されることがあります。

他部局

知事直轄組織、危機管理部、経営管理部、くらし・環境部他局、健康福祉部、交通基盤部他局、教育委員会、警察本部

国・市町等への派遣等

国土交通省本省（研修生）
 ＜過去実績＞
 県内市町、復興支援（岩手県、兵庫県）

人材育成（技術職員研修、資格取得）

充実した技術職員研修

建築職員は、新規採用職員研修やキャリア研修等の全ての県職員を対象とした研修に加えて、建築職員独自の研修を受け、業務遂行に必要な技術力を身につけていきます。

また、国土交通省本省への派遣や、国土交通大学校等での研修にも参加できます。

区分	研修の目的	主な研修
初級研修	新規採用や新たに担当となった職員の基礎的な知識の習得を目指します。 また、久しぶりに担当となった場合のフォローアップとしても活用できます。	・ 建築技術職員の業務 ・ 公営住宅制度概要研修 ・ 建築確認実務研修 ・ 営繕業務研修 他
一般研修	経験を積んだ職員の業務を効率的・効果的に遂行するための能力や、最新の技術等の習得を目指します。	・ 県営住宅整備実務研修 ・ 建築許可・訴訟実務研修 ・ 営繕工事監理研修 他
その他	専門知識や高度な技術の習得を目指します。	・ 国土交通大学校 ・ 全国建設研修センター (住宅総合政策、建築確認実務、建築設計他)

資格取得

建築職員は、研修制度を活用する等して多くの職員が一級建築士、建築基準適合判定資格者の資格を取得しています。建築職員は、まさに技術者の集団です。

2020年度から、大学卒業直後から一級建築士試験を受験できるようになったため、若い世代が取得しやすくなっています。7月の学科試験に向け静岡県が実施する1月の研修に、採用予定者も参加可能です。

資格取得支援

- ・ 技術職員研修での資格取得研修
- ・ 資格取得者からのアドバイスを集めた冊子の配布
- ・ 通信教育講座への助成、民間の専門学校との協定による受講料の割引

建築職員の資格取得状況

(単位：人)

建築職員数			一級建築士		建築基準適合判定資格者	
年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性
50代以上	31	5	26	4	26	4
40代	30	2	20	1	19	1
30代	43	10	15	6	8	4
20代	23	7	1	3	1	0
小計	127	24	62	14	54	9
合計	151		76		63	

2023. 4. 1現在

豊かな暮らし空間の実現

静岡県住宅マスタープラン

静岡県の地域性や特色を踏まえた「静岡県住宅マスタープラン」を策定し、多岐に渡る住宅施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、コロナ禍のような突発的で大きな社会状況の変化が生じた場合には、柔軟に施策を見直して対応します。

テレワーク Officeのある暮らし ～プラス0の住まい～

コロナ禍をきっかけに、働き方や暮らし方が見直され、テレワークの実施や在宅時間の増加等により、人々の住まいに対する価値観は大きく変わりつつあります。

こうした変化を的確に捉え、静岡らしい自然豊かでゆとりある職住一体の住まいの創出と静岡県への移住者の増加促進を図るため、「テレワーク Officeのある暮らし～プラス0(オー)の住まい」を掲げ産官学の連携により取り組んでいます。



空き家対策・マンション管理の適正化

空き家やマンションは適切な管理が行われないと、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。

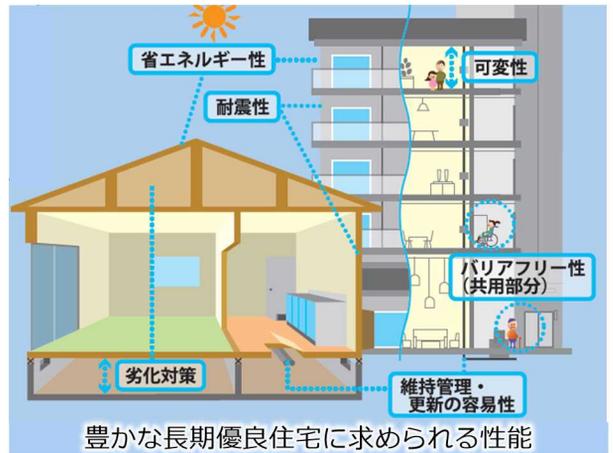
県では、市町や民間団体と連携して、ワンストップ相談会や出前講座、リノベーション研修会や我が家の終活セミナー等を実施し、空き家の発生抑制や利活用を進めています。

また、マンションの管理状況の実態把握を進めるとともに、適正な維持管理を促進するため、マンション管理セミナーや相談会等を実施しています。

脱炭素社会の実現に向けた省エネ住宅の推進

2050年のゼロカーボン社会の実現に向けて、長期優良住宅やZEH等の高性能住宅の普及を促進する必要があります。県民に向けた省エネ住宅連続講座や、工務店に向けた技術向上研修会を開催し、普及・啓発に取り組んでいます。

省エネ対策は、今後、住宅施策の中でも特に重点的に取り組んでいく必要があります。



豊かな暮らし空間創生

多様なライフスタイル等に対応するため、静岡県ならではの生活と自然が調和するゆとりある住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境の整備を支援することにより、快適な暮らし空間の実現及び普及を図っています。



セーフティネット住宅等の普及

セーフティネット住宅やサービス付高齢者向け住宅の登録を促進することで、高齢単身者や子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が安心して暮らせる住宅の普及を図っています。



しずおかだんち一ず※ 住まいの情報ガーデン
※全県の県営住宅の位置が確認できます

県営住宅（公営住宅）の運営

静岡県の県営住宅

静岡県では、県営住宅を142団地、14,556戸管理しています。

静岡県の県営住宅の特徴は、特別会計という、県全体の会計から切り離された独立採算性となっていることです。

つまり、アパート経営と不動産業を営んでいる一つの会社を運営しているようなものです。

そのため、単に入居者や建物を管理するのではなく、経営者としての視点を持ち、先を見据えた運営をしていく必要があります。



県営住宅今沢団地（沼津市）

県営住宅の適正かつ効果的な管理

県民の住生活の向上を支援するために、県が国の補助を受けて建設した住宅を、低額所得者や住宅困窮者のために低廉な家賃で賃貸しています。

多様な困窮状況に応じ、適切な入居事務を行っています。

2021年に熱海市で発生した土石流による災害等で住戸を失った方に特例で入居を認める等、いわば住宅セーフティネットの最後の砦と言える役割を担っています。



県営住宅東部団地（静岡市）

県営住宅のリニューアル

今後の人口減少、少子・高齢化等の社会状況を踏まえ「県営住宅再生計画」を策定し昭和40～50年代に大量に建設された老朽化した県営住宅の建替え、修繕等を計画的に行っています。

建替えでは、ユニバーサルデザインや防犯等の安全や安心のほか、環境にも配慮し、世帯用から単身用まで様々なタイプの住宅を整備しています。

また、大規模団地の建替えでは、PFI事業の導入を進めています。



子育て世帯向け住戸の例

建築基準法等の適正な施行

建築確認申請の審査・検査

県民の生命・健康・財産を守るため、建築基準法の規定に基づいて建築物等の建築確認申請の審査・検査(中間・完了)を実施しています。



建築許可

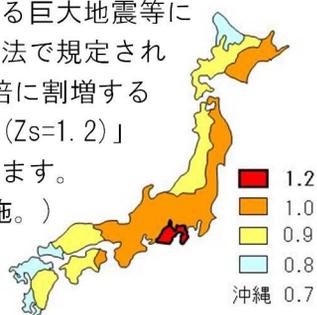
建築基準法で禁止されている事項について、安全上等支障がないと認められるものについては特例として許可をしています。

主な許可としては、敷地への接道条件の許可、道路内建築許可、用途地域制限許可等があります。許可をするためには、原則として「静岡県建築審査会」の同意が必要です。

静岡県建築基準条例

県内の建築物の安全性等向上のために、建築基準法の規定に付加して必要な制限を条例で規定しています。

例として、想定される巨大地震等に備えるため、建築基準法で規定されている耐震強度を1.2倍に割増する「静岡県地震地域係数($Z_s=1.2$)」の適用を義務化しています。(全国で静岡県のみ実施。)



全国の地震地域係数の状況

違反建築物対策

建築基準法に違反している建築物の所有者等に対して、是正指導を行います。

近年では、大臣認定不適合や大手企業の組織的な手抜き工事等による全国的な違反案件が増加しています。

建築物等の定期報告

多数の方が利用する建築物等の所有者等は、利用者が継続して安全に利用するために、定期的に敷地・構造・建築設備等の状況を調査して、県や市に報告書を提出するよう義務付けられています。

県では2020年度より定期報告書を提出済の方に対して「報告済証」を交付しています。



定期報告済証

建築物省エネ法

建築物の省エネ性能の向上のため、一定規模以上の建築物については省エネ性能基準への適合が義務付けられおり、県では適合性の判定をしています。

今後は小規模な戸建住宅についても省エネ性能基準の適合が義務付けられることになる見込みです。

CASBEE(キャスビー)静岡

環境性能に優れた建築物を増やすため、一定規模以上の建築物については県独自の環境性能(CASBEE静岡)を定め、評価結果の提出を義務付けています。

また、環境性能の優れた建築物に対しては、「環境配慮建築物」として毎年表彰しています。



2020年度環境配慮建築物優秀賞



建築確認検査室



建築安全推進課



耐震ナビ

住宅・建築物の耐震化の推進

静岡県耐震改修促進計画(第3期)の推進

県民の生命と財産を守るために、県内の住宅と大規模建築物の耐震化率の目標を定め、様々な耐震化事業を実施しています。

静岡県耐震改修促進計画(第3期)による目標

区分	耐震化率	
	現状	2025末目標
住宅	89.3% (2018年)	95%
要緊急安全確認 大規模建築物	90.0% (2021年)	95%

木造住宅耐震化 プロジェクト「TOUKAI-0」

1981年5月以前に建築された耐震性のない木造住宅に対して、無料の耐震診断、補強計画策定・耐震補強工事・建替工事等への補助事業を市町と協働して実施しています。(2001年より全国で初めて実施。全国第1位の補助実績。)

耐震補強工事の実施を躊躇している方に対しては、様々な広報手段により耐震化の必要性を周知啓発しています。



周知啓発のために様々なパンフレットを作成



建築物・ブロック塀等の耐震化

1981年5月以前に建築された耐震性のない大規模建築物等の耐震診断・耐震補強工事や、危険なブロック塀の撤去・改善工事に対する補助事業を市町と協働して実施しています。

その他にも災害時拠点施設の耐震化、特定天井の脱落対策、既存エレベーターの防災対策改修等に対する補助事業も実施しています。



被災建築物の応急危険度判定の実施

地震発生直後に余震等による二次被害を防止するため、速やかに応急危険度判定を実施することとしています。

県では、日頃から全国の都道府県と相互協力して地震発生時に判定を実施できる体制づくりをしています。他県で発生した地震の場合は、派遣要請に応じて判定士を派遣しています。直近では、2016年に発生した熊本地震に職員を派遣して判定活動を行いました。



公共建築

静岡県の県有建築物

静岡県には1,300以上の様々な規模、用途の県有建築物があり、建築職員はこれらの建替や新築、増築、改修、耐震補強工事を担っています。

大規模なプロジェクトでは、基本構想段階から設計、工事までトータルマネジメントを行い、多くのプロジェクトが進行中です。

庁舎

県庁、総合庁舎、土木事務所（支所）等



御前崎港管理事務所 (2021年竣工)

研究施設

水産試験場、原子力防災センター等



環境衛生科学研究所 (2020年竣工)

スポーツ施設・競技場

エコパスタジアム・アリーナ、静岡県武道館
このはなアリーナ等

ホール

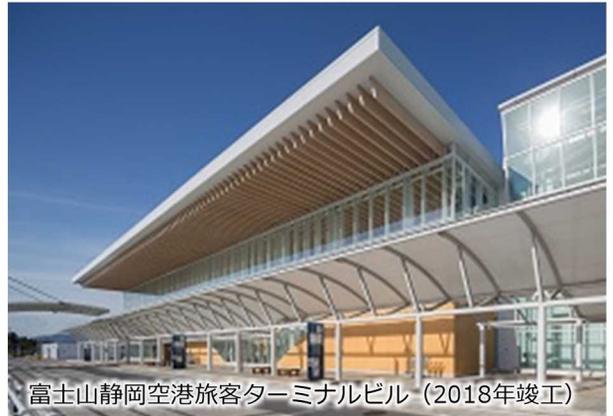
グランシップ、プラサヴェルデ、舞台芸術公園等

文化施設

静岡県富士山世界遺産センター、県立美術館
県立中央図書館等

空港

富士山静岡空港旅客ターミナルビル等



富士山静岡空港旅客ターミナルビル (2018年竣工)

教育施設

高等学校、特別支援学校、消防学校、警察学校
大学、大学校等



磐田南高等学校 (2023年竣工)

警察施設

警察署、交番、駐在所等



湖西警察署 (2021年竣工)

その他

日本平夢テラス、静岡がんセンター、職員住宅等



企画・設計・工事監理

企画

企画・構想段階の県有施設の計画に対し、現場調査、法律等の諸問題の把握、概算費用の算定、スケジュールの計画作成等を行います。



設計

建築物の仕様を決定し、設計事務所と協働で施工に必要な図面等を作成します。



工事監理

建築工事が設計図書に基づき適切に施工されているかを確認する「工事監理」を行います。現場に足を運び、関係者との工事工程の管理、材料や施工状況の確認、検査等を行います。



著名な建築家とともに作る建築

プロポーザル等で著名な建築家を選定し、協働で建物を整備します。

静岡県富士山世界遺産センター（富士宮市）

設計者：(株)坂茂建築設計 (2017年竣工)



日本平夢テラス（展望施設）（静岡市）

設計者：(株)隈研吾建築都市設計事務所 (2018年竣工)



このはなアリーナ（静岡市）

設計者：(株)内藤廣建築設計事務所 (2015年竣工)





様々な経験がゼネラリストとしての成長に

交通基盤部 建築管理局 建築企画課 班長

富加見 俊一郎 (1997年採用)

一級建築士、建築基準適合判定資格者

— これまでの仕事の中で大変だったけど、やりがいを感じたこと

防災上特に重要な道路の沿道建築物の耐震診断の義務化です。義務化の必要性や義務化対象道路の指定等について、庁内関係部局や市町との調整が大変でしたが、必要性に関する丁寧な説明を重ねることで最終的に関係者全員の合意形成の元、義務化することができました。

— 様々な業務経験と自身の成長

これまで特定の業務に偏らず、「住宅行政」「建築行政」「公共建築」の各分野の業務をバランスよく経験することができたため、ゼネラリストとして成長できたと感じています。

特殊な経験として、2016年に熊本地震の際に被害の大きかった益城町で被災建築物の応急危険度判定に参加しました。判定したほとんどの住宅が「危険」判定だったことから、木造住宅の耐震化の重要性を感じました。その後の「プロジェクトTOUKAI-O」の制度説明のための戸別訪問時には、お住まいの方に熊本地震での実体験を説明することで、より効果的に耐震化の必要性を伝えることができました。



応急危険度判定の様子(2016年 益城町)

県全体に関わる住宅施策を推進

くらし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課 主任

丸木 香澄 (2016年採用)

一級建築士、建築基準適合判定資格者

— 今の仕事と入庁の理由

緑豊かなゆとりのある住宅や省エネ性能の高い住宅の普及を推進する「静岡県らしい住まいづくり」に関わる施策や、災害発生時の応急仮設住宅の整備に関する業務に携わっています。

前職の民間不動産企業に勤めていたときに、企業では達成できない静岡県全体の住宅施策に関わる仕事をしたいと思い、入庁を希望しました。

現在の業務は、多くの法律の知識を求められたり、多方面の分野の方との調整が必要であったり等、時に困難な場面もありますが、とてもやりがいを感じています。住宅施策を進めていく中で、前職での住宅の設計・現場監理の経験を活かすことができていることも、うれしく感じています。

— 静岡県の建築職員を目指す方にメッセージ

静岡県の建築職員の業務は、県内全域の住宅・建築物に対して様々な角度から携わることができる、スケールが大きい仕事です。これから静岡県の建築職員を目指す方と、将来一緒に仕事ができることを楽しみにしています。



被災者の住宅相談の様子(2021年熱海市)

法律を読み解き 繰り返し 思索すること

くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課 主任

中村 悠 (2014年採用)

一級建築士、建築基準適合判定資格者



—— 現在の仕事と、大変だったけど、やりがいを感じたこと

現在、建築基準法に基づく許認可の業務をしています。法律を理解し、判断根拠を整理し、厳正・公平に審査する業務のため、とても頭を使いますが、法律をより深く知ることができ、面白さとともにやりがいを感じています。

2018年に国土交通省に派遣され住宅局建築指導課で防火関係等の大臣認定業務を行いました。告示制定のためのワーキングに参加した際には、専門家を交えて様々な試験データを用いた議論を行い、貴重な経験をすることができました。そのときに学んだ建築基準法の読み方等の技術・経験が、現在の業務で活かされていると思います。

—— 入庁する前に不安だったことは？

大学では建築デザインの勉強をしていたため、入庁後に配属された公共工事部署での業務に不安を感じていました。最初は初めての経験ばかりで大変でしたが、自分で参考書籍で勉強したり、疑問点を先輩に教えてもらったりして、繰り返し現場に行くうちに少しずつ業務に慣れていきました。

復興支援の 経験を 静岡県で活かす

交通基盤部 建築管理局 建築企画課 主任

佐野 裕太 (2011年採用)

一級建築士



—— 静岡県でしか経験できないこと

静岡県では農業、漁業、観光業等の様々な産業があり、それらに関係のある多くの県有施設を所管しています。静岡県の建築職員は、そういった様々な県有施設の企画・設計・工事監理に携わることができる職種です。

—— 岩手県へ復興支援に派遣されて、得たもの

2016年に東日本大震災で被害のあった岩手県の復興支援のために派遣され、災害公営住宅建設の設計・工事監理業務に携わりました。被災された方の災害公営住宅への住み替えには、家賃費用の負担や新しいコミュニティに入っていきのが億劫である等の多くの課題があり、被災地域での住まいづくりにはハード面だけでなくソフト面での対応の充実が重要になることを強く感じました。

復興支援の現場で得た経験を、今後の静岡県での業務に活かしていきたいと思っています。

県有施設をつくり、 使われるよろこび

交通基盤部 建築管理局 建築工事課 技師

杉村 崇 (2017年採用)



—— 仕事の中で一番うれしかったこと

県有施設の設計・工事監理の業務は、現場調査から始まり、発注図面がまとまり、工事に着手し、様々な調整を経て最終的に建築物が完成します。

自分が携わった建築物が実際に利用されているところを見たときは、感慨深く、大きな達成感を感じました。実際に施設を利用した方から「使いやすくなった」「ありがとう」と言ってもらえたことが何よりうれしかったです。

—— 自分自身の成長とこれからの自分

公共工事では、庁内外問わず多くの調整を要します。その中で、利用者や施設管理者の希望に沿うように調整していくことは、常に困難の連続ですが、業務を通じて自分自身の調整力が成長できたと感じています。

今後は営繕業務以外の専門的知識の習得を目指し、様々な視点から静岡県内の建築物に関わることでできる建築職員を目指します。



※所属は、2021年度現在。

静岡県職員採用案内

過去5年建築職員試験実施状況

静岡県職員採用試験の一般的な情報は、こちらをご覧ください。



＜大学卒業程度＞

年度	採用予定数	1次試験受験者(a)	1次試験合格者	最終合格者(b)	最終倍率(a)/(b)
2018	6	8	6	6	1.3
2019	7	12	11	8	1.5
2020	5	8	6	4	2.0
2021	5	3	3	2	1.5
2022	6	8	6	5	1.6

静岡県は人物重視！ 筆記：面接＝1：4

区分	第1次試験		第2次試験		合計
	教養	専門	論文	面接	
事務	40点	40点	40点	480点	600点
技術	32点	48点	40点	480点	600点

Twitter情報

関連ホームページ



@shiprefkenchiku
採用情報や建築職員の仕事等を発信。

静岡県内の住宅振興に関する協議会のHPです。



静岡県と県内市町でつくる公共建築に関する協議会のHPです。



静岡県 暮らし・環境部 建築住宅局 住まいづくり課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話：054-221-3081 E-mail：sumai@pref.shizuoka.lg.jp

建築職について詳しく知りたい!

